

M&A型事業承継支援補助金

事業継続の選択肢として、事業譲渡や廃業・縮小等の意向を持つ京都府内中小企業者の課題を解決するための、円滑な経営統合等に要する経費を支援します。

補助対象者

株式譲渡、事業譲渡等、譲渡の対象となる府内中小企業者及びその株主(大企業を除く)又は事業譲渡や廃業・縮小等の意向を持つ府内中小企業者を引き継ぐ者(府内中小企業者、及び創業希望者を含む)で、次の①から③をすべて満たすもの

- ①事業譲渡後又は引継ぎ後も常時使用する従業員の雇用の維持に努め、事業拠点を京都府内に維持・確保すること
- ②**令和5年4月1日から令和7年2月28日までの間に譲渡側・譲受側間で株式譲渡契約又は事業譲渡契約等を締結**※したものの
※交付申請時、契約書未締結の場合は、交付決定後、実績報告までの間に締結した契約書(写し)を提出すること
- ③申請にあたり、(公財)京都産業21京都中小企業事業継続・創生支援センターのコーディネーターによる事前相談及び確認を受けること

補助率

1／2以内

補助上限

100万円

(1案件において譲渡側、譲受側の両方からの申請の場合であっても、1案件の補助上限100万円)

事業引継ぎにあたり、円滑な経営統合等に必要となる取組に要する経費(人件費除く)

想定例

- 株式譲渡等の譲渡契約前の譲渡企業に対する財務・労務・法務等の詳細調査費
- 引継ぎに伴う契約書等の作成、登記事項変更、就業規則等の社内規定整備のために必要となる外部専門家への業務委託費
- 引継ぎに伴い生じる事業の整理に必要となる移転・移設費用

【募集期間】令和6年5月1日(水)～令和7年2月28日(金) ※必着

※隨時受付・審査・交付決定(ただし、補助金交付総額が当事業の予算額に達した時点で終了)

※詳細は申請の手引き及び補助金交付要領をご確認下さい。

【補助対象期間】 補助金交付決定日～令和7年2月28日(金)

※契約・発注等の行為については事前着手届により認められれば、補助金交付決定日以前の着手(令和6年4月1日以降に限る)でも補助対象期間に含めることは可能です。ただし、経費の支払いまで終わっている場合は補助対象になりませんのでご留意下さい。

提出先 相談	公益財団法人京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センター 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134京都府産業支援センター内 電話:075-315-8897
相談	京都府商工労働観光部 中小企業総合支援課(中小企業応援センター) 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78 京都経済センター4F 電話:075-366-4356

申請の手引き・提出書類
様式等のダウンロードは
<https://www.ki21.jp/>